

⑤ 道路へ張り出している枝などの剪定は所有者の責任でお願いします

樹木の枝や生垣、雑草が道路上に張り出したり覆いかぶさったりすると、通行の妨げになるだけでなく、道路標識やカーブミラー等が見づらくなり、交通事故の原因にもなりかねません。また、強風や大雨により樹木が倒れ、道路を寸断するなどの影響が考えられます。

このような事例が原因で事故が発生した場合には、樹木等の所有者に責任が問われる場合がありますので、定期的な枝等の「せん定・刈り込み」をお願いします。

- ・民法第717条 土地の工作物（竹木）の占有者および所有者の責任
- ・道路法第43条 道路に関する禁止行為

交通事故等を未然に防止し、安全かつ安心な道路環境の保全にご協力をお願いします。

※作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄りの東京電力またはNTTに連絡してください。
2. 作業にあたっては、通行する車両・自転車および歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。
3. 道路交通を止めて作業をする場合は、笠間警察署へ道路交通法に基づく手続きが必要になりますので事前にご相談ください。

問 【県道および国道355号に関すること】 茨城県水戸土木事務所道路管理課 Tel 029-225-4061
【市道に関すること】 管理課（内線580）

⑥ 浄化槽の設置には補助制度があります

市では、浄化槽を設置する費用の一部を補助（下水道や農業集落排水事業の計画区域を除く）しています。単独処理浄化槽・くみ取りトイレから高度処理型浄化槽への転換を促進するため、転換による設置の場合には、新築等に伴う設置の場合よりも補助を増額しています。

※新築等とは、新築・改築などの建築確認を伴う場合。

対象浄化槽 窒素除去型（N型）

限度額

	単独処理浄化槽やくみ取り トイレからの転換の場合	新築等の場合
5人槽	645,000円	533,000円
7人槽	772,000円	644,000円
10人槽	959,000円	787,000円

※単独処理浄化槽からの転換の場合は、さらに撤去費90,000円を補助します。

申請方法 申請の前に補助に該当するか補助希望申し込みが必要となります。補助対象基準がありますので、必ずご確認ください。補助を受けるには、維持管理に係る一括契約および法定検査の事前申し込みが必要です。

申請期限 12月27日（金）

工事完了期限 令和2年2月28日（金）

申・問 下水道課（内線71112）